

横山地区 景観形成ガイドライン

平成 28 年 5 月 2 日改訂

平成 28 年 9 月 7 日改訂

平成 28 年 10 月 11 日改訂

令和 3 年 6 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

岩 国 市

目 次

本編	横山地区における景観形成の心得	I-1
1.	本ガイドラインの目的	I-2
2.	横山地区の位置づけ	I-3
3.	景観形成の基本事項	I-5
4.	景観と景観形成基準の項目の関係	I-7
5.	届出対象と手続きの流れ	I-11
(1)	届出が必要となる行為	I-11
(2)	景観法に基づく届出手続きの流れ	I-12
(3)	補助金申請の流れ	I-12
解説編	景観形成基準の項目ごとの考え方について	II-1
1.	景観形成基準について	II-2
(1)	景観形成基準の役割	II-2
(2)	景観形成基準の構成	II-2
(3)	景観形成基準と補助金の関係について	II-2
2.	景観形成基準の解説	II-3
(1)	基本事項	II-3
(2)	建築物・工作物	II-4
(3)	開発行為	II-25
(4)	その他	II-26

本 編

横山地区における景観形成の心得

I 本ガイドラインの目的

この景観形成ガイドラインは、「岩国市景観計画」に定める横山重点地区の届出対象行為と景観形成基準について、具体的な事例や写真を交えながら、分かりやすく解説・例示したものです。

令和3年1月に改定された「岩国市景観計画」では、新たに自然・風土と人々の生活・生業により育まれた「文化的景観」について位置づけを行うとともに、岩国城下町（横山地区・岩国地区等）における周辺の自然や人々の暮らしが育んできた景観を今後も大切につないでいけるよう、内容の拡充を目的とした景観形成基準の改定を行いました。

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の保存・継承に向け、その一部を構成する横山地区の良好な景観を形成していくために、建築物等の建設や改築等の際に、市民や事業者の方々が、横山地区固有の景観の特徴を捉えた上で、具体的なイメージを描くときに参考となる手引書として、広く用いられることを目的に作成しています。

横山重点地区の文化的景観を継承する景観まちづくりを推進していく中で、地域の実情にあった内容となるよう表現等の充実を図るために、今後も必要に応じて、本ガイドラインについては随時、見直しを行っていきます。



「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の価値を象徴する現在の風景

◆横山重点地区は文化財保護法に基づく重要文化的景観である「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の一部であり、その特徴を継承していくことが重要です。

-

将来

岩国市景観計画
＝岩国らしさを継承した
市街地景観の形成

文化的景観として育んでいく
岩国らしさ（価値）を継承した
景観形成

現代 ← 今、目にしている景観

近代

近世

中世・古代

「文化的景観」の価値
＝岩国の市街地らしさ

過去から現在までを調査し、
自然・風土とともにある
人々の営みにより育まれてきた
岩国の都市としての景観の価値

I -3

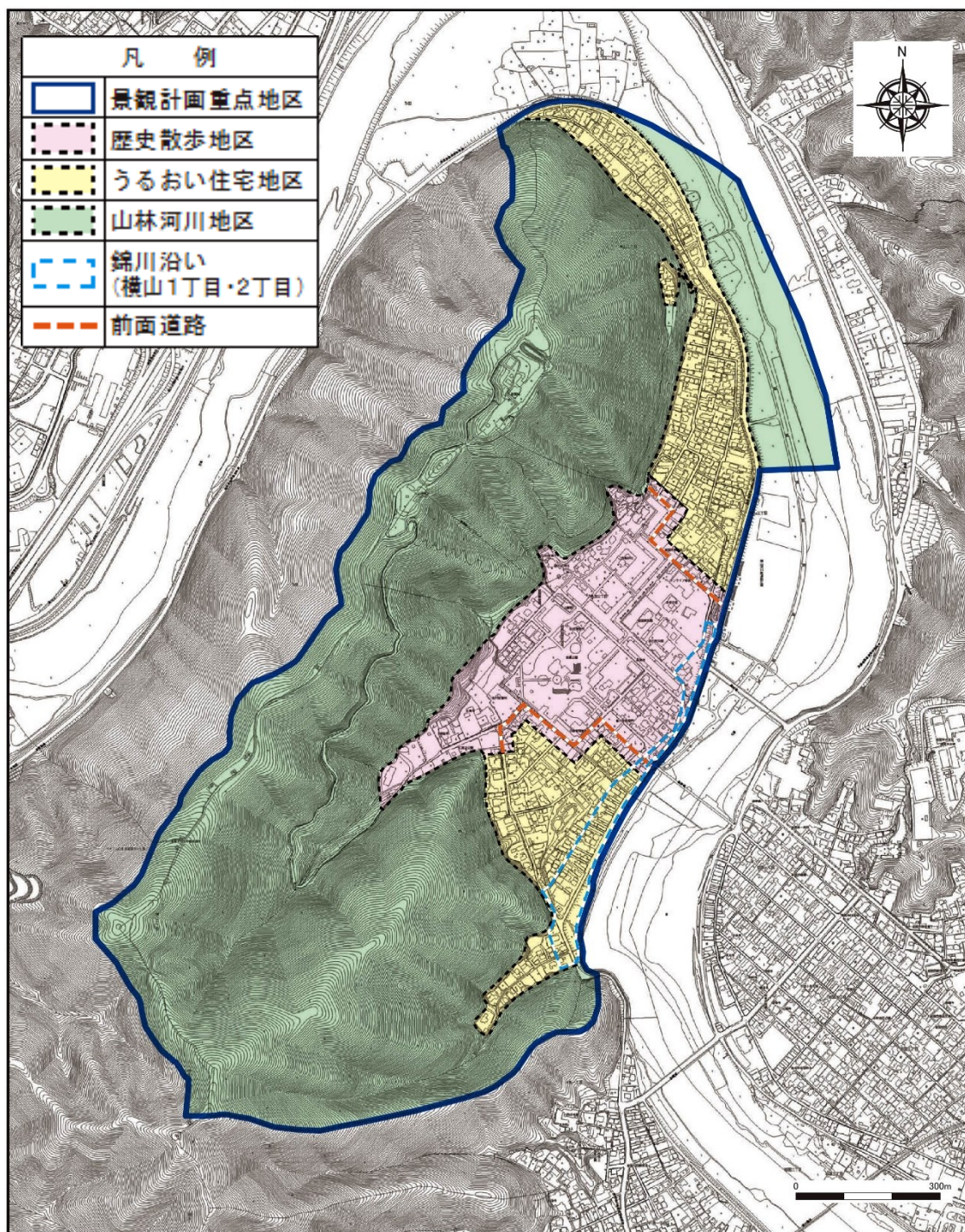
◆横山重点地区の範囲と地区区分

- ・本地区は、歴史散歩地区、うるおい住宅地区、山林河川地区の3地区からなります。
横山重点地区は、ほぼ岩国城下町における武家屋敷地に由来し、公共的な利用や住宅地として形成されてきたとともに、川沿いでは横山地区唯一の町場として形成されてきた土地利用が見られます。これらを継承していくことが、文化的景観を継承した景観形成において重要なポイントとなります。

各地区の土地利用の由来

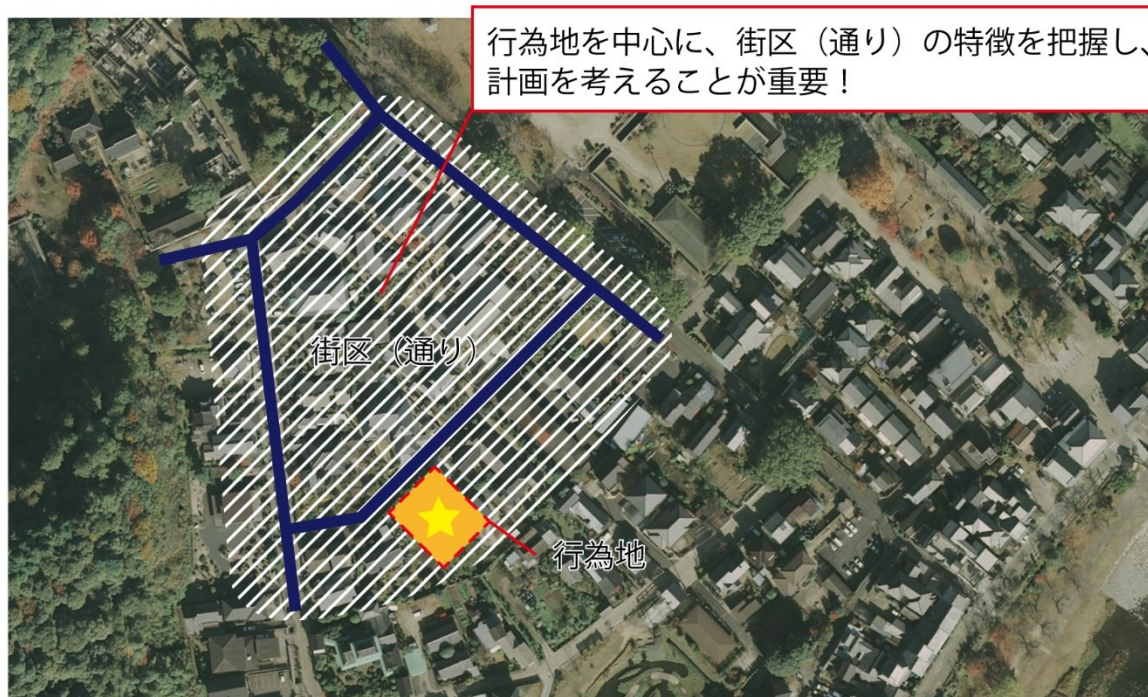
【武家屋敷地に由来する地区】歴史散歩地区、うるおい住宅地区

【町人地に由来する地区】両地区の錦川沿い（旭町等：横山1丁目、2丁目の一部）



3 景観形成の基本事項

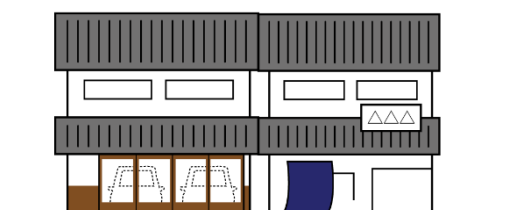
- ◆「景観への配慮」は、行為を行う土地の範囲（敷地や行為地、又は行為を行う対象範囲）を基本単位として、その周辺（通り）の景観の特徴を理解し、周囲に馴染むように計画を考えることが基本です。



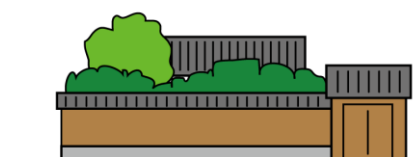
- ◆景観は、建築物のデザインだけではなく、「通りからの外観」として、建築物や外構等、敷地（行為地）の全体像を意識しながら、それぞれの計画内容を考えていくことが大事です。



建物の位置・形態・意匠全てのバランスが通りからの外観として景観を特徴づけていることに配慮し、その特徴を継承することが重要です。



通りからの敷地全体の見え方（又は見えないもの）に配慮することで、通りの景観の特徴を継承することにつなげていくことが重要です。



◆「文化的景観の継承」には、土地の使い方（城下町由来のまちでの暮らし方や営みの表れ）の特徴をふまえ、計画を考えることが大事な視点です。

<武家屋敷地>



・ 風格を醸し出す立派な門と高い塀が通りに連続することが特徴の一つです。

・ 建物は平屋や2階建てが基本で、通りから塀や緑越しで建物が垣間見え、建物の外観が通りから丸見えになることはありません。



・ 浸水対策として嵩上げ地盤が多く、石垣が文化的景観の特徴を伝え、風格ある住宅市街地の景観を形成しています。

<錦川沿い（旭町等）>

・ 川と向き合う暮らしが特徴であった旭町では、川側に間口が向く町です。
・ 横山地区で唯一、町家が連なる特徴ある景観は、道路に面して建ち並ぶ建物が文化的景観の特徴を伝えています。



・ 通りに面する1階が座敷等の部屋として利用される場合、室内からの眺めと外からの遮蔽を緩やかに共存させる格子による外観が特徴的です。

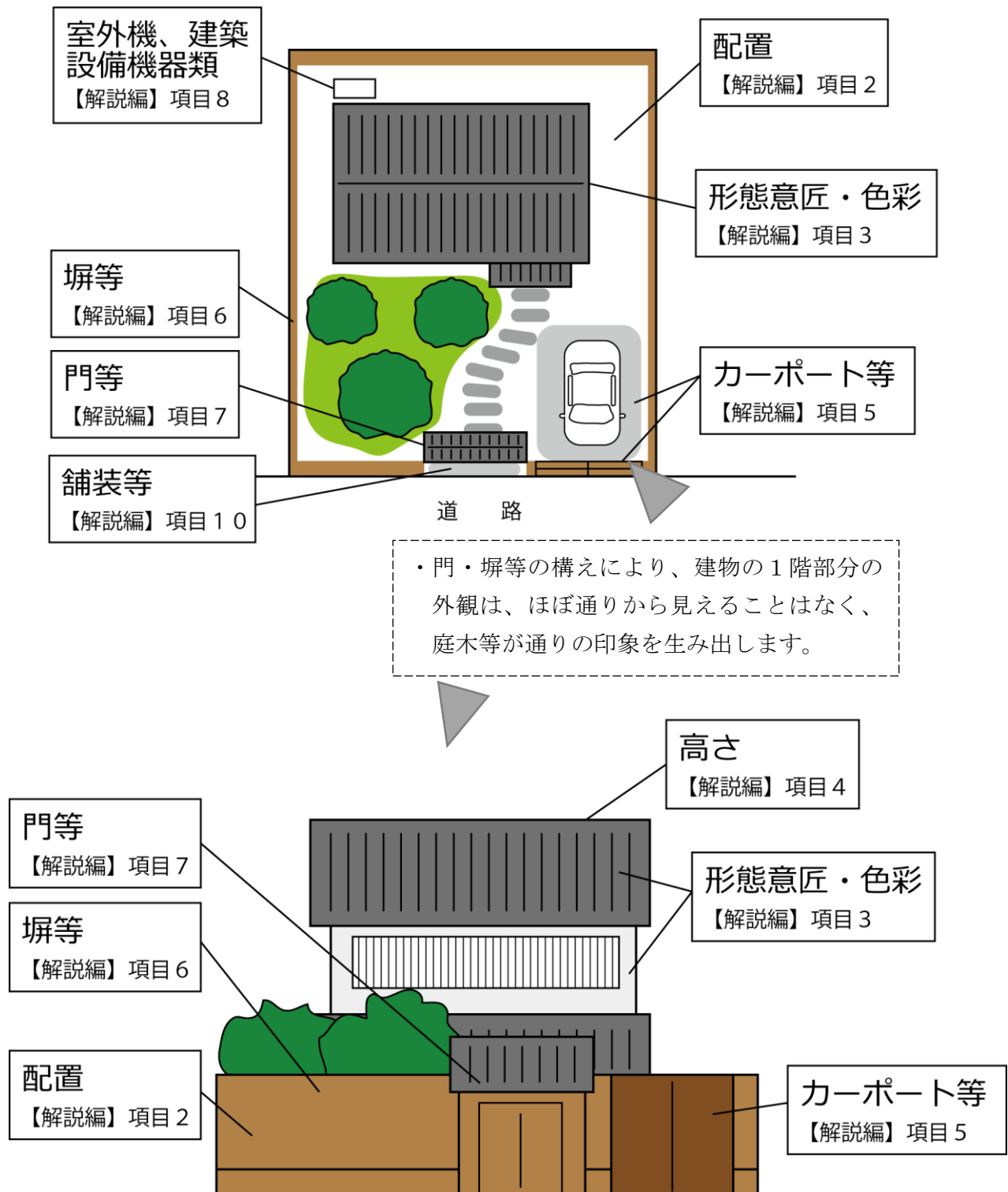


・ 軒下や敷地境界に植栽や塀等の外構があるのも旭町の特徴のひとつです。

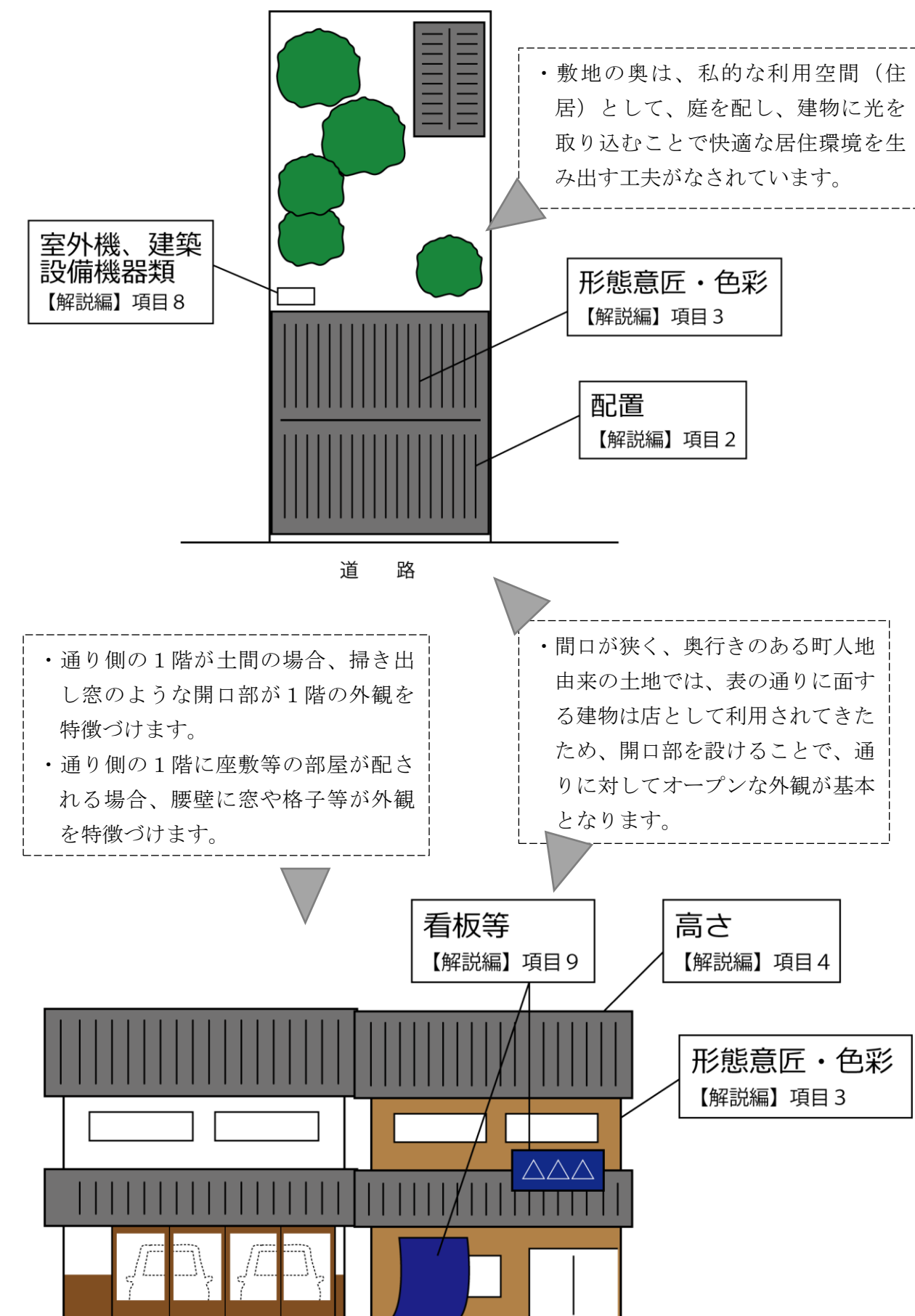
4 景観と景観形成基準の項目の関係

- ・景観形成とは、景観形成基準の項目を個別に確認するだけでなく、各項目の総体として、その土地の景観が生み出されることです。各項目と全体像を常に意識しながら、最終的に、どのような「形」となるかを考えながら計画することが大切です。

◆武家屋敷由来の土地の基本的な景観の構成と景観形成基準の項目の関係



◆町人地由来土地の基本的な景観の構成と景観形成基準の項目の関係



(参考)

『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画』において、横山地区における文化的景観の特徴は、以下のように示されています。

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画

■文化的景観の保存及び活用に関する基本方針（第3章）

横山地区の特徴

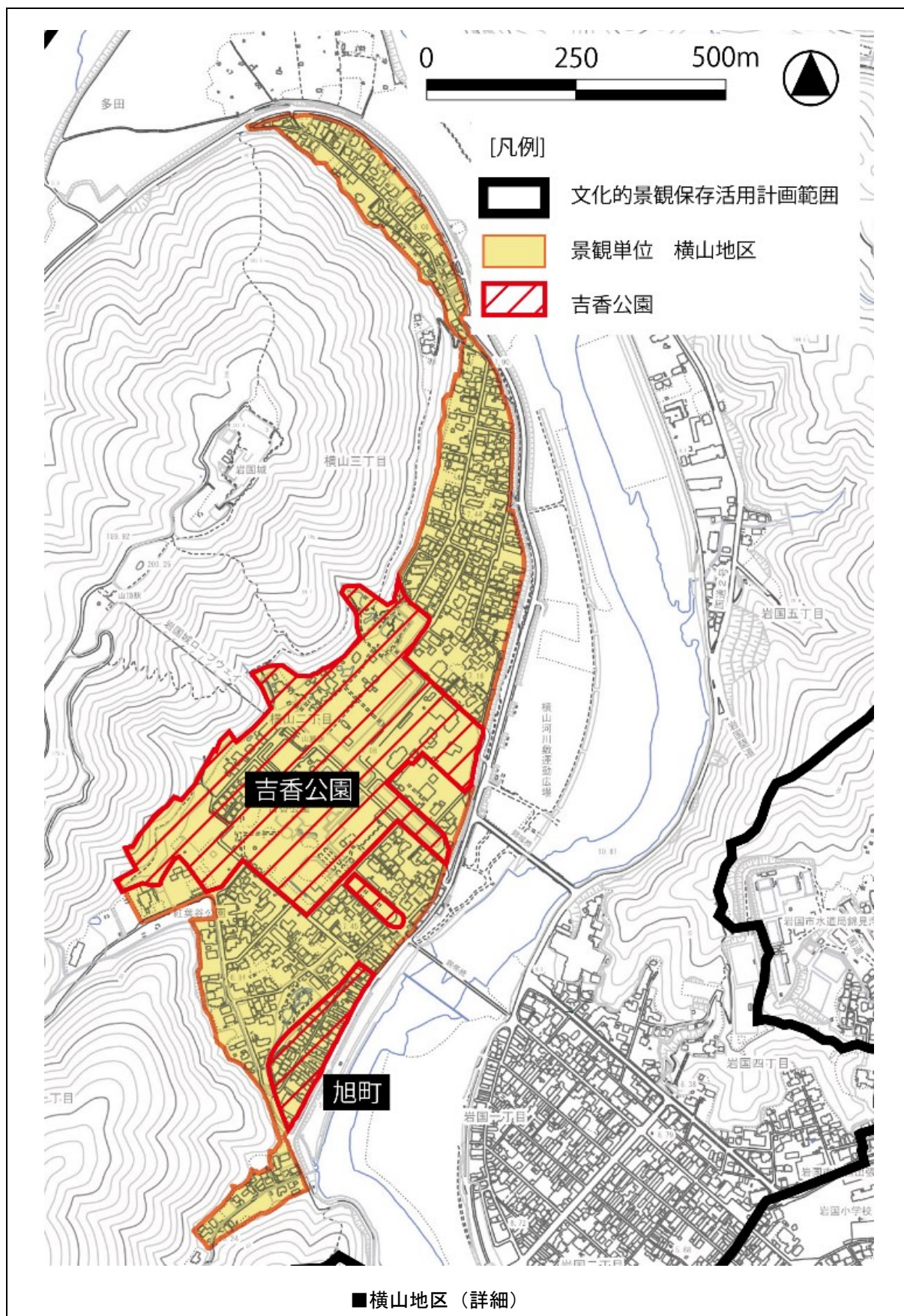
- ・ 錦川の右岸に形成された州であった土地で、吉川氏入封以前から拠点性を持った場であった。吉川氏による城下町整備にあたり、土手を築くことで安定的な土地利用が可能となった。
- ・ 横山地区は、山麓に藩主居館や諸役所、重臣等の屋敷が配され、大きな敷地割がなされた。現在では、時代とともに役割が変化しつつもその土地利用の文脈は継承されており、文教施設等の公共施設が立地する吉香公園と低層の住宅地となっている。
- ・ 現在でも、比較的広い敷地が多く、道路沿いには塀が連なり、風格のある門の向こうにはゆったりと低層の住宅が配され、前庭の庭木が塀越しに垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した風格あるまちなみが特徴となっている。
- ・ 掘割や町割の痕跡を示す街区構成の大部分は継承されており、地区内には、吉川氏に関する歴史的な建造物や施設、錦帯橋を中心とした景勝地づくりに始まる桜並木等、歴史的な拠点性を示す要素や物見にまつわるもてなしの要素も観られる。
- ・ また、内水位の上昇に対応できるよう、地盤が上げられた屋敷地や基礎が高い建造物など、浸水に備える営みの証も継承されている。

◆吉香公園

- ・ 藩主居館・重臣等の屋敷地に由来する地区である。近代化の中で、行政機能や文教施設等に変化しつつも、旧目加田家住宅や香川家長屋門等の武家地としての佇まいを表す歴史的な建造物が保存されている。
- ・ 武家屋敷地の一部は、近代以降学校施設となり、現在は総合公園として位置づけられた吉香公園の一部として、広く市民・来訪者に開放されている。錦帯橋から城山へとつながることから、横山地区において多くの人が行き交うエリアとなっている。

◆旭町

- ・ 錦川沿いに位置する地区である。江戸時代の早い時期から、横山地区唯一の町人地として河川敷に形成された。錦川の増水時には浸水することもあったが、昭和 10（1935）年度の河川改修に伴い土手上に曳家された。
- ・ 町人地由来の営みを伝える地区で、切妻屋根の平入り 2 階建てで、格子のある町家が並ぶまちなみが川沿いの景観を特徴づけている。
- ・ 町家の建物は、河川改修の際に曳家により土手上に上げられており、中には浸水時に家財を守る小屋裏の空間を継承しているものもある。
- ・ 旭町には、土手上の道路に沿って建ち並ぶ町家により錦川を臨むまちなみが形成されていると同時に、錦帯橋や錦川から風景の一部として眺められる地区でもあり、横山地区内で川とのかかわりを継承した町としての利用の痕跡が、現在のまちなみを通してみることができる。



出典：『「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」保存活用計画策定事業報告書』P20～21

5 届出対象と手続きの流れ

- 建築物、工作物、開発行為、土石の採取、木竹の植栽又は伐採、屋外の資材置き場等について、市へ届出が必要です。
- **本地区は事前協議が必要です。**計画を考える上では、できる限り早い段階から事前協議を始めていただくことで、その後の調整等において、効率的な事業進捗が可能となります。
- 届出については規定の書類があります。届出いただいた後、市では景観形成基準に基づき審査を行います。
- 届出内容が景観形成基準に適合している場合は工事に着手していただきますが、不適合の場合は、適合するように変更をお願いします。

※改善に関しては、勧告、変更命令等の法的な誘導措置があります。

※届出が必要な規模に関わらず、景観形成基準を遵守してください。

(1) 届出が必要となる行為

建築物、工作物の新築、増改築、移転、撤去、外観の変更となる修繕、模様替え、塗装塗り替え等は、届出が必要です。

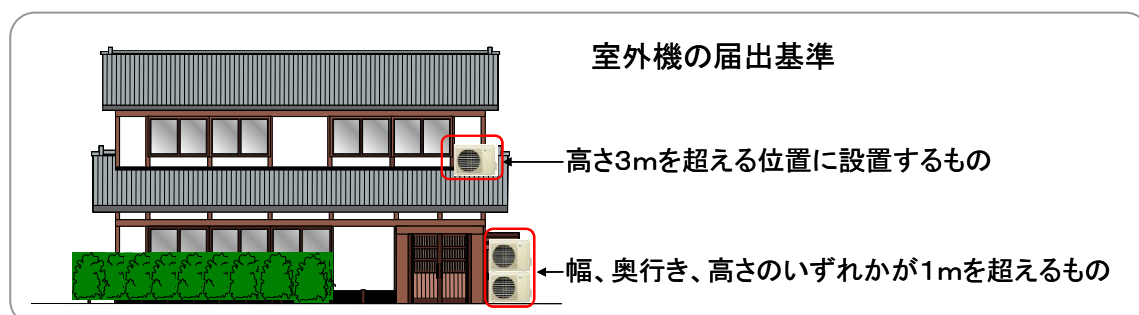
① 建築物・工作物

行為の種類		届出が必要な規模等
建築物	・ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	・ 規模にかかわらず全ての行為
	・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	
工作物	・ 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去	
	・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	
	・ 看板、自動販売機等の設置、取替又は移転	

※カーポートは、建築物に該当します。

※工作物は、塀、門、室外機、自動販売機、建築設備機器、看板類、玄関アプローチ等の舗装、擁壁、鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等となります。

※室外機等の生活関連設備機器については、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き、高さのいずれかが1mを超えるもの及び高さ3mを超える位置に設置するものについて、届出が必要です。



② 開発行為等

行為の種類	届出が必要な規模等
開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建設又は特定工作物建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)	・対象面積が10㎡を超えるもの又は ・高さ1.5mを超える法を生じさせる切土・盛土
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	・対象面積が10㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採	・樹高5mを超えるもの又は ・伐採の面積が100㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	・対象面積が10㎡を超えるもの又は ・堆積の高さ1.5mを超えるもの

※なお、以下の行為については、届出の必要はありません。

- 仮設のもの
- 維持管理のために通常行う木竹の伐採
- 堆積期間が30日を超えて継続しないもの 等

(2) 景観法に基づく届出手続きの流れ

- ☐ 新築、増築、改築、外壁の塗装、門、車庫、玄関アプローチの舗装等をお考えの際は、事前協議が必要です。修景の考え方、届出の手続き、補助等に関して説明します。
- ☐ 工事予定日の30日前までに、市へ届出を提出してください。
- ☐ 届出後、市では内容を審査します。審査結果が出る前に工事に入ることはできません。
- ☐ 届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、適合通知書受領後は工事に着手していただくことが可能となります。
- ☐ 届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、計画内容を景観形成基準に適合するように変更をお願いします。
- ☐ 行為が完了(中止)した場合は、完了届(中止届)を提出してください。

(3) 補助金申請の流れ

- ☐ 景観法に基づく届出手続きの事前相談を行う際に、行為の内容について、補助金を受けられるかの相談を併せて行います。
- ☐ 補助金の申請については、景観法に基づく届出手続きと併せて補助金の申請書を提出してください。(※事前相談がされている場合に限りです。)
- ☐ 補助金の交付額については、補助金審査会にて審査した後、補助金交付決定通知書に

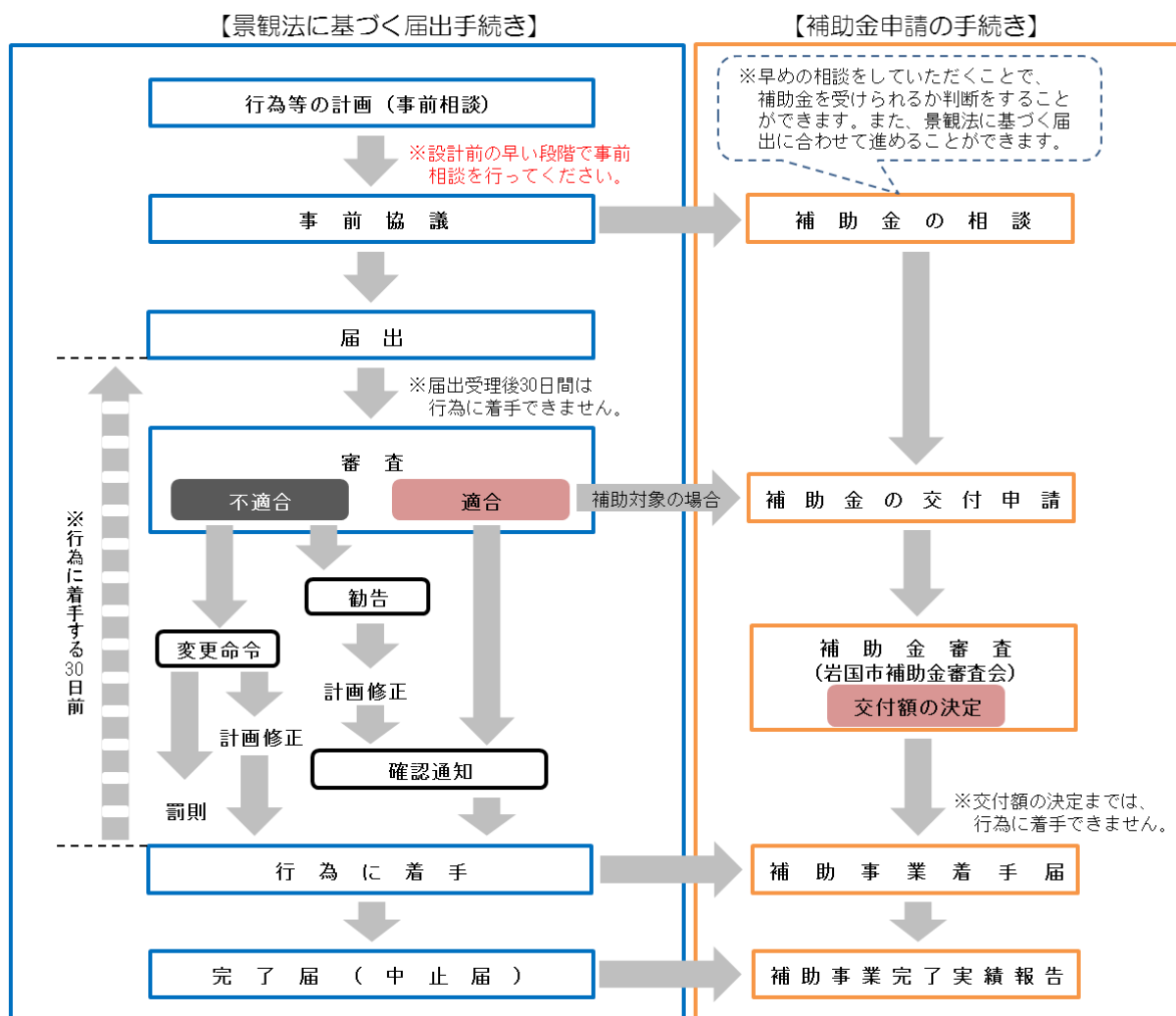
てお知らせいたしますので、それまでは行為に着手することはできません。

□行為の着手後は、速やかに着手届を提出してください。

□行為が完了した場合は、完了後 15 日以内又は当該年度の 3 月 20 日のいずれか早い時期までに完了実績報告書を提出してください。

□完了実績報告書提出後は、市で内容を確認し、現地確認を行います。

■景観法に基づく届出手続き及び補助金申請の手続きの流れ



解 説 編

景観形成基準の項目ごとの考え方について

Ⅰ 景観形成基準について

（１）景観形成基準の役割

景観形成基準は、横山地区がこれまで大切に育んできた歴史・文化を継承しつつ、よりいっそうの魅力あるまちづくりにつながることを目的に、地区住民・事業者とともに良好な景観を形成していくために定めたものです。

そのため、横山地区の景観を構成する建築物や工作物、景観を変えることにつながる開発行為等について、守るべき項目を示しています。なお、届出が必要とされていない行為についても、景観形成基準を遵守してください。

（２）景観形成基準の構成

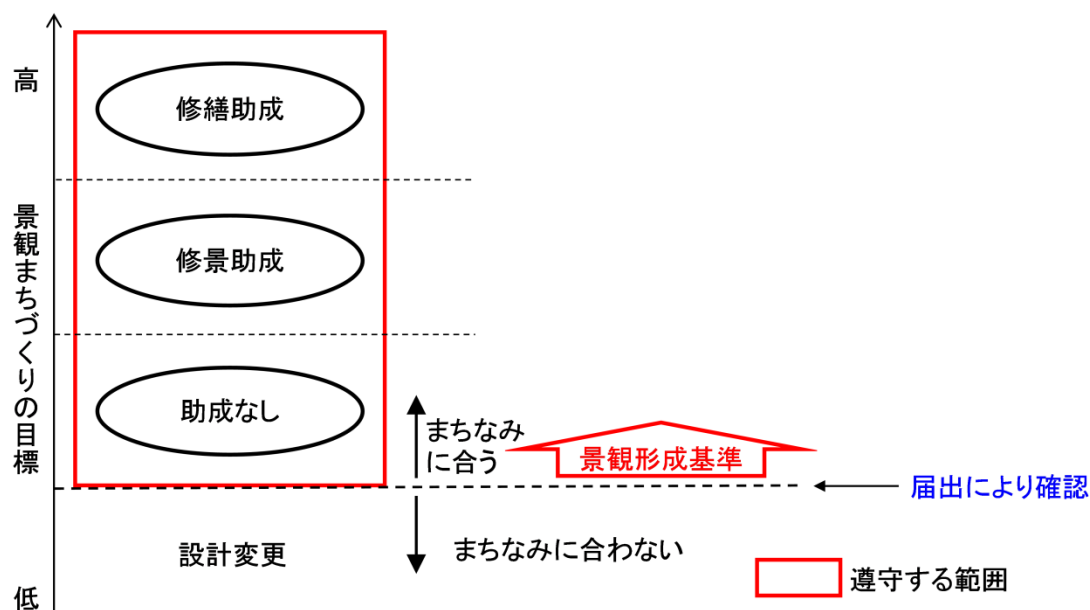
景観形成基準の構成は、「基本事項」、「建築物・工作物」、「開発行為」、「その他」の順に示しています。特に、基本事項は、本地区の景観特性を継承していくために、最も大切な事項に相当します。

（３）景観形成基準と補助金の関係について

景観形成基準は、景観法に基づき「岩国市景観計画」において適合する必要がある内容であり、補助金の基準ではありません。

横山地区は、岩国市景観条例に基づく重点地区として、助成を実施するものであり、補助対象は、景観形成基準に適合するとともに、横山地区の魅力ある景観形成に向け、より良好な景観形成につながるような配慮・工夫を行う場合に、補助金の対象となります。

■景観形成基準のライン及び補助金の範囲の関係図



2 景観形成基準と解説

項目 1	基本事項	対象	全ての行為
景観形成基準	〇岩国城下町の文化的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。		

解 説

【岩国城下町の文化的景観の継承】

- ・横山地区は、城下町の堀割、敷地割り、通りが、江戸時代の古図に対照できる歴史のあるまちなみです。
- ・香川家長屋門、吉川史料館（昌明館付属屋及び門）、旧吉川邸廐門、岩国藩主吉川家墓所等、江戸時代から続く建造物や史跡が多く残されています。こうした歴史的資産とともに、和風の建築物と棟門、瓦屋根をつけた白壁の塀、生け垣が全体として岩国城下町の歴史的雰囲気醸し出しています。この文化的景観を継承するために「和風の佇まい」を基本事項としています。



香川家長屋門



旧吉川邸廐門



岩国藩主吉川家墓所



堀割

【和風の佇まい】

- ・建築物全体の大きさや高さ、建物の外観を構成する屋根や外壁の素材と色彩、窓や出入口、ひさし等の意匠形態、道路に接する棟門や白壁、植栽等を含めて、それぞれが和風のしつらえを施すことによって、全体が和風とを感じるものです。
- ・岩国城下町の文化的景観を継承するため、まちなみ景観を構成する建築物、工作物等の一つひとつに和風のしつらえを基本とし、全体で和風の佇まいを醸し出すこととします。

和風のしつらえとは・・・

- 屋根は、入母屋、切妻、寄棟等、横山地区の伝統的な構成の屋根で、和形いぶし日本瓦を使う。
- 外壁は、土壁、しっくい壁、砂壁状吹きつけ、板張りで素材の色を基本として、白色、灰色又は薄茶色、焼杉板張りの黒色とする。
- 開口部の玄関は、格子付き等の和風引き戸、窓は引き違い窓とする。
- 建物は2階までとし、周囲と軒先、屋根の高さを揃える。
- 門は、棟門等の和風の門構えとする。
- 塀は、白壁、小壁付き和風板塀、生け垣とする。 等

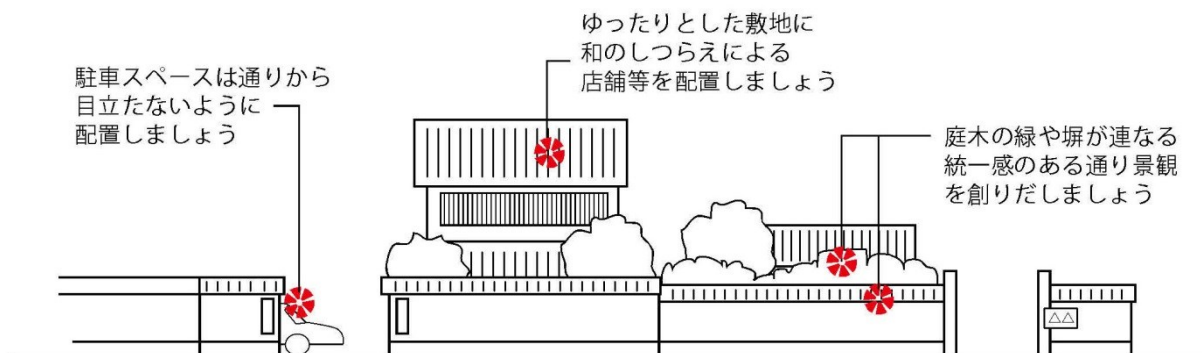
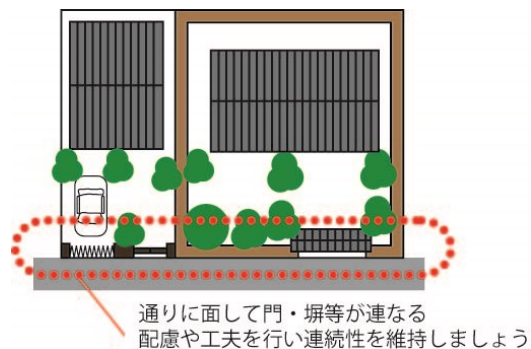


項目 2	配置	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	□武家屋敷地に由来する門・塀に囲まれた構えを基本に、道路に面して門・塀等が連なる配置とし、周囲のまちなみとの調和を図ること。ただし、錦川沿い（横山 1 丁目・横山 2 丁目）では、道路に面して 1 階軒等が連なる配置を基本とし、錦川沿いの連続する通り景観との調和を図ること。		

解 説

【道路に面して門・塀等が連なる配置】

- ・それぞれの通り景観を印象づけるものとして、通りに面した部分の使い方が重要です。
- ・横山地区は、敷地全体が門及び塀により囲われ、その内部に家屋や駐車スペース等が配置される構えが基本となります。



【道路に面して 1 階軒等が連なる配置（横山 1 丁目・横山 2 丁目）】

- ・錦川沿いでは、道路に間口が向き建物の軒が連なる特徴あるまちなみが形成されています。
- ・前面道路に面して建物は後退せず、通りに面して 1 階の軒等が連なる配置を基本とし、通りの連続性を維持する配慮や工夫を行うこととします。

項目 3	形態意匠・色彩（屋根）	対象	建築物
景観形成基準	歴史散歩地区	□入母屋、切妻、寄棟屋根とすること。ただし、錦川沿いでは、平入屋根等、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。 □勾配は、10 分の 3.5 から 10 分の 5.5 までとすること。 □屋根材は、和形いぶし日本瓦等とし、色は黒色、濃い灰色（いぶし銀）とすること。	
	うるおい住宅地区	□入母屋、切妻、寄棟等傾斜屋根とすること。ただし、錦川沿い（横山 1 丁目・横山 2 丁目）では、平入屋根等、錦川側に向けて傾斜する屋根とすること。 □勾配は、10 分の 3.5 から 10 分の 5.5 までとすること。 □屋根材は、和形いぶし日本瓦又はカラーベスト等とし、色は黒色、濃い灰色（いぶし銀）、濃い緑色、濃い茶色とすること。ただし、錦川沿い（横山 1 丁目・横山 2 丁目）の建築物については、歴史散歩地区の基準とし、軒の高さを揃えること。	

解 説

【傾斜屋根による家なみ景観】

- ・屋根は、唱歌「鯉のぼり」に「薨の波と雲の波、重なる波の中空を、橘香る朝風に、高く泳ぐや、鯉のぼり」と歌われたように、まちなみ景観の重要な構成要素です。
- ・横山地区は、錦帯橋、城山、岩国城ロープウェー、吉香公園、錦川土手等の多くの視点場から眺めることのできる、傾斜屋根に日本瓦が揃った美しい家なみ景観が特徴です。この家なみ景観を守り育てるために、屋根の形態意匠及び色彩について基準を設けています。



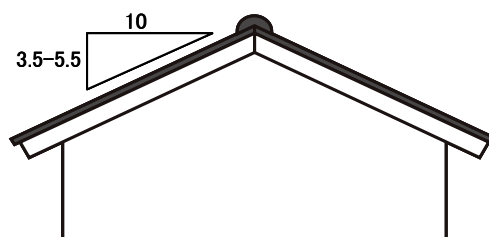
岩国城ロープウェーからの景観



吉香公園（日本庭園）からの景観

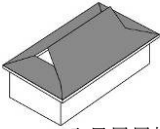
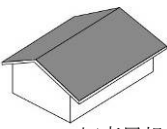
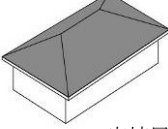
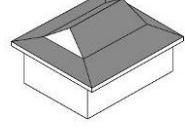
【屋根の勾配】

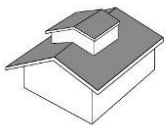
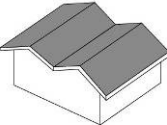
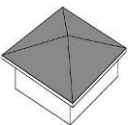
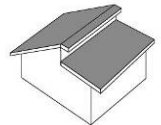
- ・屋根勾配は 10 分の 3.5 から 10 分の 5.5 として、地区全体のまとまりのある家なみ景観を守ります。
(寺院の伝統的な屋根は除きます。)

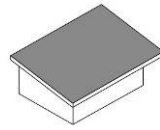
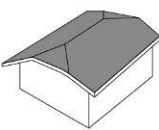


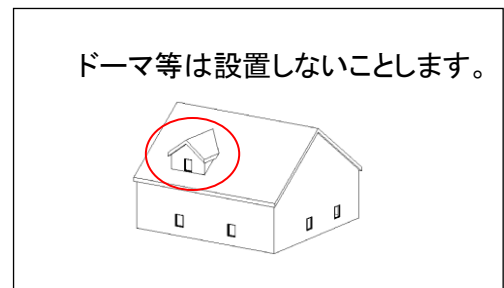
【屋根の形態】

- ・伝統的な日本家屋の屋根の形態である入母屋、切妻、寄棟屋根とし、まとまりのある家なみの景観を守ります。

例	 入母屋屋根	 切妻屋根	 寄棟屋根	 しころ屋根
歴史散歩地区	○	○	○	○
うるおい住宅地区	○	○	○	○

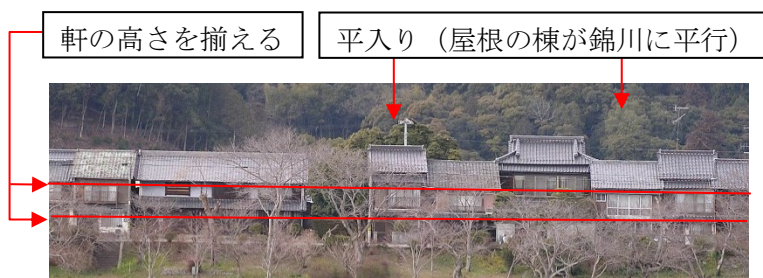
例	 越屋根	 M型屋根	 方形屋根	 招き・差しかけ屋根
歴史散歩地区	○	○	○	○
うるおい住宅地区	○	○	○	○

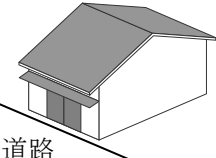
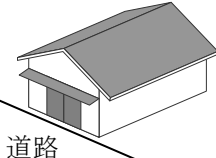
例	 片流れ屋根	 半切妻屋根
歴史散歩地区	×	×
うるおい住宅地区	○	○



【錦川沿いの屋根の形態】

- ・錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）は、軒の高さを揃え、屋根の棟は平入り（道路、錦川に平行方向）とします。



 道路	 道路
平入り	妻入り
○	×

【屋根材と色彩】

- ・横山地区の建造物の多くはいぶし日本瓦葺きで、神社等で檜皮葺、銅板葺が見られます。
全体として和形いぶし日本瓦が基本となって、連続性のある家なみ景観が特徴となっています。この景観を守り、継承します。

例	和形いぶし日本瓦		檜皮・茅	銅板
	本葺き(平瓦+丸瓦)	棧瓦(J形等)	檜皮葺・茅葺き	一文字葺き
色 彩	黒、濃い灰色(いぶし銀)		自然色	銅の自然色
歴 史 散 歩 地 区	○	○	○	×
うるおい住宅地区	○	○	○	○

例	石州赤瓦	セメント瓦	カラーベスト	鋼板葺き
	棧瓦(J形等)			
色 彩	濃い茶色	黒、濃い灰色		
歴 史 散 歩 地 区	×	×	×	×
うるおい住宅地区	○	○	○	○

○推奨色

「うるおい住宅地区」の「濃い緑色」とは、銅板葺きの緑青の自然色を示します。

「うるおい住宅地区」の「濃い茶色」とは、石州赤瓦に適用します。他の屋根材は、「濃い茶色」は適用されません。

黒、濃い灰色			濃い茶色（石州赤瓦）	
	N5 [N50]		5YR2/4 [15-20H]	2.5YR3/4 [12-30H]
	N4.5 [N45]		7.5YR3/4 [17-30H]	2.5YR2/4 [12-20D]
	N4 [N40]		10YR3/4 [19-30H]	5YR3/4 [15-30H]

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準とする色を示しています。

上段はマンセル値で下段〔 〕は日本塗料工業標準値を示します。

※印刷のため実際の色彩とは異なることがあります。

項目3	形態意匠・色彩（外壁）	対象	建築物
景観形成基準	□外壁は、土壁、しっくい壁、砂壁状吹き付け、板張り等とすること。 □色は、白色、灰色又は薄い茶色、板張りは、素材色又は焼杉板張りの黒色とすること。		

解 説

【武家屋敷の外観】

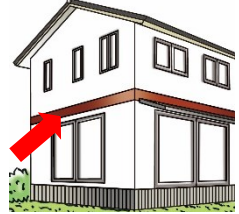
- ・外壁は、屋根とともに横山地区の景観を形成する重要な要素です。横山地区は、香川家長屋門や吉川史料館等のしっくいの白壁や板壁等と吉香公園や城山の緑、堀割が調和する景観が特徴となっています。
- ・このまちなみ景観を守り育てるため、建物の外壁の形態意匠及び色彩に基準を設けています。

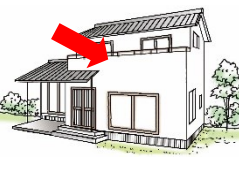


香川家長屋門

【意匠】

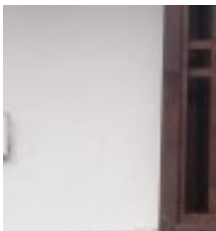
- ・和風の佇まいを基本とします。そのため、白の単一色とし、黒の単一色、横縞縦縞、上下の色分けは、使用しないこととします。

例				
	単一色（全部白）	単一色（全部黒）	ボーダー（横縞）有り	ツートン（縦縞）有り
歴 史 散 歩 地 区 う る お い 住 宅 地 区	○	×	×	×

例			
	上下の色分け	大壁有り	大壁無し
歴 史 散 歩 地 区 う る お い 住 宅 地 区	×	○ ※PⅡ-14「ベランダ」参照	○

【素材】

- ・自然素材を使った土壁、しっくい壁、板張り等とします。
- ・外壁材にサイディングを使用する場合は、土壁、しっくい壁、板張りのように見える仕上がりとします。
- ・ALC（軽量気泡コンクリート）、セメントモルタル塗り等の場合は、砂壁状の仕上げ、又は砂壁状吹き付けを施すこととします。
- ・タイル及びタイル仕上げのように見えるものは使用しないこととします。

	土壁	しっくい壁	珪藻土壁	板張り
例				
色 彩	自然色 (茶色(土色))	自然色 (白色)	自然色 (白色、薄い茶色(土色))	自然色 (木素材色 焼き板スギの黒)
歴 史 散 歩 地 区	○	○	○	○
うるおい住宅地区	○	○	○	○

例	サイディング				砂壁状吹き付け
	木質系	金属系	窯業系	樹脂系	
	・板張りのように見える仕上がりとするため、タイル及びタイル仕上げのように見えるものは使用しない	・土壁、しっくい壁、板張りのように見える仕上がりとし、又は、塗装を施す場合は砂壁状吹き付けとし、タイル及びタイル仕上げるように見えるものは使用しない			
色 彩	木の自然色	白色、灰色、薄い茶色(土色)			
歴 史 散 歩 地 区	×	×	×	×	○
うるおい住宅地区	○	○	○	○	○

【色彩】

○推奨色

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準とする色を示しています。
 上段はマンセル値で下段 [] は日本塗料工業標準値標準値を示します。
 ※印刷のため実際の色彩とは異なることがあります。

白色、灰色	薄い茶色
 N9.5 [N95]  N9 [N90]  N8.2 [N82]  N9.3 [N93]  N8.7 [N87]  N8 [N80]  N8.5 [N85]	 2.5Y9/1 [22-90B]  2.5Y9/2 [22-90D]  5Y9/1 [25-90B]  5Y9/2 [25-90D]  2.5YR9/1 [12-90B]  5YR9/1 [15-90B]

項目 3	形態意匠・色彩（開口部）	対象	建築物
景観形成基準	歴史散歩地区	☐ 出入り口は、格子付き等の和風引き戸、窓は、引き違い窓等を標準とする。 ☐ 出入り口は、黒色、茶色とすること。 ☐ 面格子及び窓の棧の色は、黒色、灰色、茶色とすること。	
	うるおい住宅地区	☐ 出入り口は、格子付き等の和風引き戸、窓は、引き違い窓等を標準とする。 ☐ 出入り口は、黒色、茶色を標準とする。 ☐ 面格子及び窓の棧の色は、黒色、灰色、茶色、白色とすること。ただし、錦川沿い（横山1丁目・横山2丁目）の建築物については、黒色、灰色、茶色とすること。	

解 説

【和風の佇まいの外観】

- ・玄関等の出入り口、窓等の開口部は、建物内部の居住空間と道路等の公共空間との接点となり、建物外観の中で、和風の佇まいを構成する重要な部分となります。
- ・岩国城下町の文化的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とすることから、開口部について基準を設けています。
- ・開口部は整然と並ぶことにより、風格ある外観を形成します。建物全体の中における開口部のバランスは、外観からの位置や大きさの確認が必要です。



面格子の引き戸と格子付き窓

【形態意匠】

- ・出入り口は格子付き等の和風引き戸、窓は引き違い窓等を標準とします。

出入り口（格子付き和風引き戸）



LIXIL より引用

引き違い窓と面格子



三協アルミより引用

【素材と色彩】

●歴史散歩地区と錦川沿い

- ・ 出入り口は木製、木質の風合いを持つサッシの茶色、黒色とし、自然の色合いとします。
- ・ 面格子及び窓の棧は木製、木質の風合いのサッシの茶色、黒色、灰色とし、光沢のないものとします。特に、メタリックゴールド系の陽にあたると輝くものは使用しないこととします。

●うるおい住宅地区

- ・ 出入り口は木製、木質の風合いを持つサッシの茶色、黒色を標準とします。
- ・ 面格子及び窓の棧は木製、木質の風合いのサッシの茶色、黒色、灰色、白色とし、光沢のないものとします。特に、メタリックゴールド系の陽にあたると輝くものは使用しないこととします。

例	出入り口（玄関等）		面格子 窓の棧			
						
色 彩	茶 色	黒 色	茶 色	黒 色	灰 色	白
歴 史 散 歩 地 区 錦 川 沿 い	○	○	○	○	○	×
うるおい住宅地区	○	○	○	○	○	○

○推奨色

色彩に示す数値は、マンセルカラーチャートによる標準とする色を示しています。
上段はマンセル値で下段 [] は日本塗料工業標準値標準値を示します。
※印刷のため実際の色彩とは異なることがあります。

黒色		N4 [N40]		N7 [N70]		N9 [N90]
灰色		N3 [N30]		N6 [N60]		N8 [N80]
白色		N2 [N20]		N5 [N50]		

茶色		2.5Y8/8 [22-80P]		2.5YR4/6 [12-40L]		2.5YR4/4 [12-40H]		10YR4/4 [19-40H]
		2.5Y7/8 [22-70P]		5YR4/6 [15-40L]		5YR4/4 [15-40H]		10YR3/4 [19-30H]
		5Y8/8 [25-80P]		5YR3/6 [15-30L]		5YR3/4 [15-30H]		5YR2/4 [15-20H]

項目 4	建築物の高さ	対象	建築物
景観形成基準	口周囲から突出しない高さとし、錦川沿い（横山 1 丁目・横山 2 丁目）の建築物は 2 階までとすること。他の地区については、原則として 2 階までとすること。		

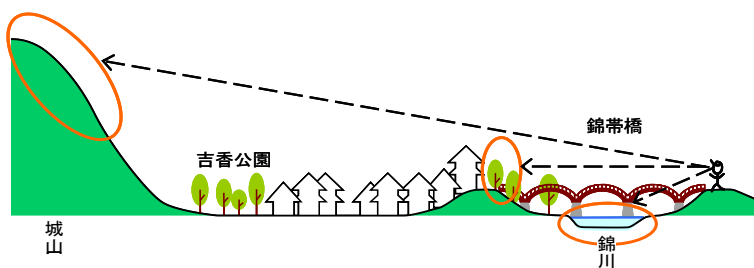
解 説

【低層のまちなみ】

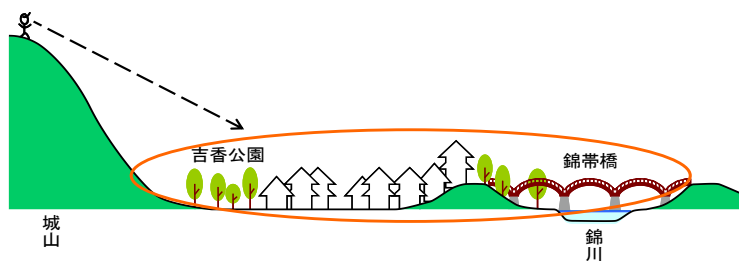
- ・横山地区の重要な景観要素として、建物の高さが揃っていて、突出した建物がないことが挙げられます。
- ・錦帯橋、錦川土手、城山等から見る横山地区の美しいまちなみ景観を守り育てるために、建築物の高さについて基準を設けています。



- ・錦川対岸からの眺望景観は、錦帯橋の背景をなす、「錦川、土手の桜、横山のまちなみ、城山の緑、稜線、青空」が一体となって美しい絵画のような景観を形成しています。



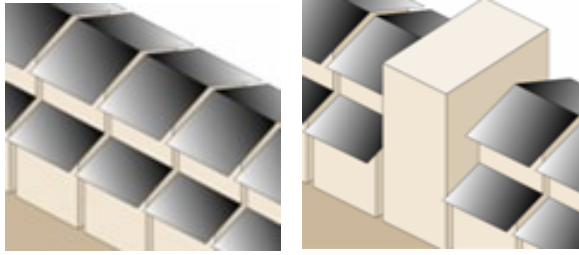
- ・城山からの眺望景観は、眼下に横山地区が広がり、堀割と道路による城下町の町割り、吉香公園の緑、横山の家なみが重要な景観要素となっています。



横山地区は、「岩国市風致地区条例」（平成 26 年 9 月 30 日条例第 21 号）により、建物の高さは 10m 以下となっています。

【形態及び高さ】

- ・ 周囲から突出しない高さとしします。錦川沿いを除き、原則として2階までとしします。



高さの揃ったまちなみの中に、周囲から突出した建物が建つと周囲の景観を崩します。



- ・ 錦川沿いは、道路面が高くなっています。建築物は、土手側を2階までとして、高さを揃えます。



項目 5	ベランダ・カーポート等	対象	建築物
景観形成基準	口周辺の景観に配慮した形態、意匠とし、柱、手摺、屋根の色は、黒色、茶色とすること。		

解 説

【形態意匠】

- ・建築物の外構をなすベランダやカーポートは、建築物と一体となってまちなみを形成する部分です。そのため、ベランダやカーポート等について基準を設け、横山地区のまちなみの景観を守り育てます。
- ・歴史散歩地区、うるおい住宅地区ともに、ベランダ、カーポートは、周辺の景観に配慮した形態、意匠とし、柱、手摺、屋根の色は、黒色、茶色で、光沢のないものとしします。特に、メタリックゴールド系の陽にあたると輝くものは使用しないこととしします。
- ・ベランダは、建物と一体となるように設置し、外階段を設置しないこととしします。
- ・錦川沿い等隣家と接している場合は、高さや位置をまちなみに揃えるようにしします。
- ・2階屋根への設置はしないこととしします。

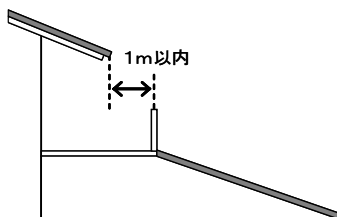


建物と一体となったベランダ

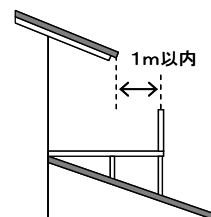


周辺と連続性のあるベランダの設置例

- ・ベランダの床の張りだしは、軒先から概ね1 m以内としします。



建物と一体となったベランダ



外づけのベランダ

- ・車庫は瓦屋根や格子を使った和風の佇まいを基本としします。
- ・カーポートは和風の佇まいを基本とし、直線で構成されたデザインとしします。

項目 6	塀等(建築物に付属するものを含む)	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	歴史散歩 地区	☐ 白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付きを標準とする。 ☐ 基礎は、石積みその他和風の風合いに配慮したものとする。こと。 ☐ 塀等は、武家屋敷地に由来する構えを基本に、道路に面して連なる配置とする。間口が狭い等やむを得ず塀等を設置できない場合には、通りに面して塀が連なる景観と調和するよう囲まれた構えとなるよう配慮する。	
	うるおい 住宅地区	☐ 白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付き又は生け垣等とする。こと。 ☐ 基礎は、石積みその他和風の風合いに配慮したものとする。こと。 ☐ 塀等は、武家屋敷地に由来する構えを基本に、道路に面して連なる配置とする。間口が狭い等やむを得ず塀等を設置できない場合には、通りに面して塀が連なる景観と調和するよう囲まれた構えとなるよう配慮する。	

解 説

【外構と通り景観】

- ・横山地区は、白壁と板塀、生け垣、そして基礎部の石垣が連続した特徴のあるまちなみ景観を形成しています。この景観を守り育てるために、塀等の基準を設けています。



塀のあるまちなみ



生け垣のあるまちなみ

【形態意匠】

- ・歴史散歩地区は、白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁、和風板塀とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付きを標準とします。



白壁



白壁風の塀



小壁付き和風板塀



和風板塀

- ・うるおい住宅地区は、白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付き又は生け垣等とします。



白壁風の塀



板壁



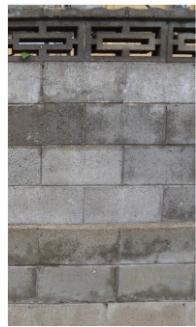
和風塀と生け垣



石垣と生け垣

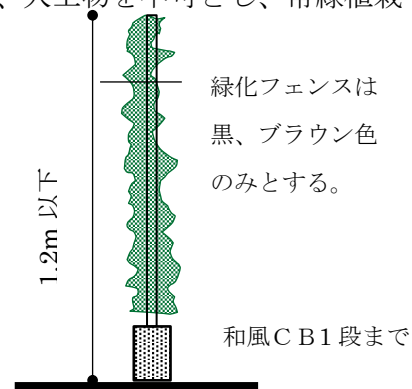
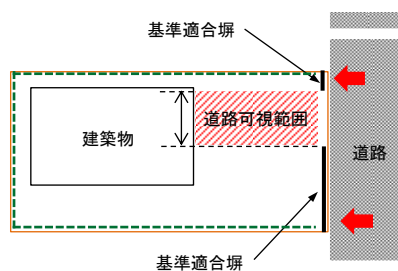
- ・ブロック塀は使用しないこととします。
- ・塀の高さ（フェンスと植栽の組み合わせの場合は全体の高さ）は、通りを歩く人が容易に覗き込むことができない高さ（目安：1.2m程度）を超える高さを推奨します。

事例				
種類	白壁 と 日本瓦の屋根	白壁風 と 日本瓦の屋根	小窓付き和風板壁 と 日本瓦の屋根	生け垣
歴史散歩地区	○	○	○	×
うるおい住宅地区	○	○	○	○

事例				
種類	ブロック塀	メッシュフェンス	アルミ製擬似板塀	擬似竹塀
歴史散歩地区	×	×	○	○
うるおい住宅地区	×	×	○	○

塀の種類と地域別の適用

- ・道路可視範囲以外への塀の設置については、道路面に対し景観形成基準に適合した塀等を設置した場合に限り緑化フェンスの設置も標準とします。
- ・フェンスの色は黒もしくは茶色のみとします。また、緑化は、人工物を不可とし、常緑植栽とします。



項目 7	門等(建築物に付属するものを含む)	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	歴史散歩 地区	☐ 棟門等の和風の門構えを標準とする。 ☐ 門等は通りに面して設置することを基本とし、塀等による囲いと合わせ、武家屋敷地に由来する構えと調和した配置となるよう配慮する。	
	うるおい 住宅地区	☐ 周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとする。こと。 ☐ 門等は通りに面して設置することを基本とし、塀等による囲いと合わせ、武家屋敷地に由来する構えと調和した配置となるよう配慮する。	

解 説

【外構と通り景観】

- ・横山地区は、堂々とした門が多くあります。門構えのあるまちなみは岩国城下町の文化的景観を形づくり、街の歴史を物語っています。この景観を守り育てるために、門等の基準を設けています。



【形態意匠】

- ・歴史散歩地区は、棟門等の和風の門構えを標準とします。
- ・既存の木造の門はできる限り補修を行い保全します。
- ・格子や瓦を活用し、和風のデザインとします。
- ・新設の場合は、棟門等の和風の門構えとし、木製の既製品や耐久性のあるアルミ製の和風の門の設置も可能です。



LIXIL より引用

- ・うるおい住宅地区は、周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとする。

項目 8	室外機、自動販売機、建築設備機器等	対象	建築物・工作物
景観形成基準	□ 室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は木製格子等の目隠しを施すものとする。 □ 自動販売機等（歴史散歩地区）については、周辺のまちなみに配慮し、茶系色とすること。 □ 日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみに配慮した形態、意匠、色彩とすること。 □ 太陽光パネル、太陽熱温水器は、黒系色で屋根瓦と違和感のないものとする。ただし、錦川沿い（横山1丁目・2丁目）の建築物の川に面した部分には設置しないこと。		

解 説

【設備等の位置への配慮】

- ・現代の生活の中で必要な室外機等の建築設備機器や日よけテント、オーニング、太陽光パネル、太陽熱温水器等は、景観への影響が大きい部分です。また、自動販売機等についても、周辺への配慮が必要になります。
- ・横山地区の文化的景観との調和を図るため、設備機器等について基準を設けています。

【形態意匠・色彩】

- ・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため、周囲と同系色とする、又は、木製格子等の目隠しを施します。
- ・自動販売機等（歴史散歩地区）については、周辺のまちなみに配慮し、茶系色とします。



室外機の目隠し実施例

○推奨色



- ・日よけテント、オーニング等は周辺のまちなみに配慮した形態、意匠、色彩とします。赤、黄色等の原色を避け、低明度、低彩度のものを使用することとします。



茶系色とした自動販売機

- ・ 錦川沿いの建築物の川に面した屋根には、太陽光パネル、太陽熱温水器を設置しないこととします。



- ・ 他の地区については、黒系色で屋根瓦と違和感のないものとします。

	屋根密着型	屋根材一体型	独立設置型	独立設置型
例				
歴史散歩地区 うるおい 住宅地区	○	○	×	×

太陽光パネル、太陽熱温水器の設置位置の適用

- ・ 太陽光パネル（発電モジュール）の色彩は、黒とします。

パネル面の色	黒とする		
		○	×
パネル面の光沢	ギラツキ感がないもの		
セルの目地	目立たないもの		
		○	×
フレーム	黒とする		

太陽光パネルの色彩の適用

項目 9	看板等	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	□自立式看板を設置する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 □壁面看板を設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、小規模なものとすること。 □屋上及び屋根面には設置しないこと。 □のぼり旗や立看板等の掲示物については、周囲のまちなみに配慮したものとする こと。 □電飾看板は、使用しないこと。		

解 説

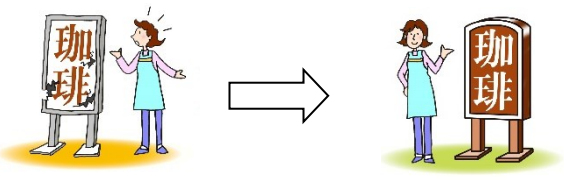
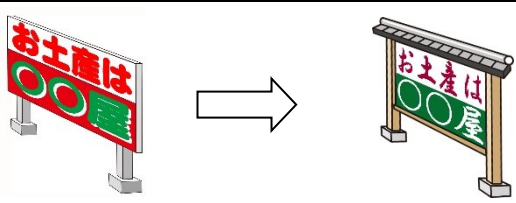
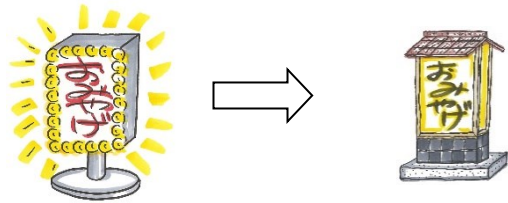
【屋外広告物における景観への配慮】

- ・看板等の屋外広告物は、多様な情報を提供するばかりでなく、地域のにぎわいや活気を演出する等、景観形成において重要な要素となっています。
- ・横山地区の歴史的な景観との調和を図るため、看板等の基準を設けています。

【形態意匠】

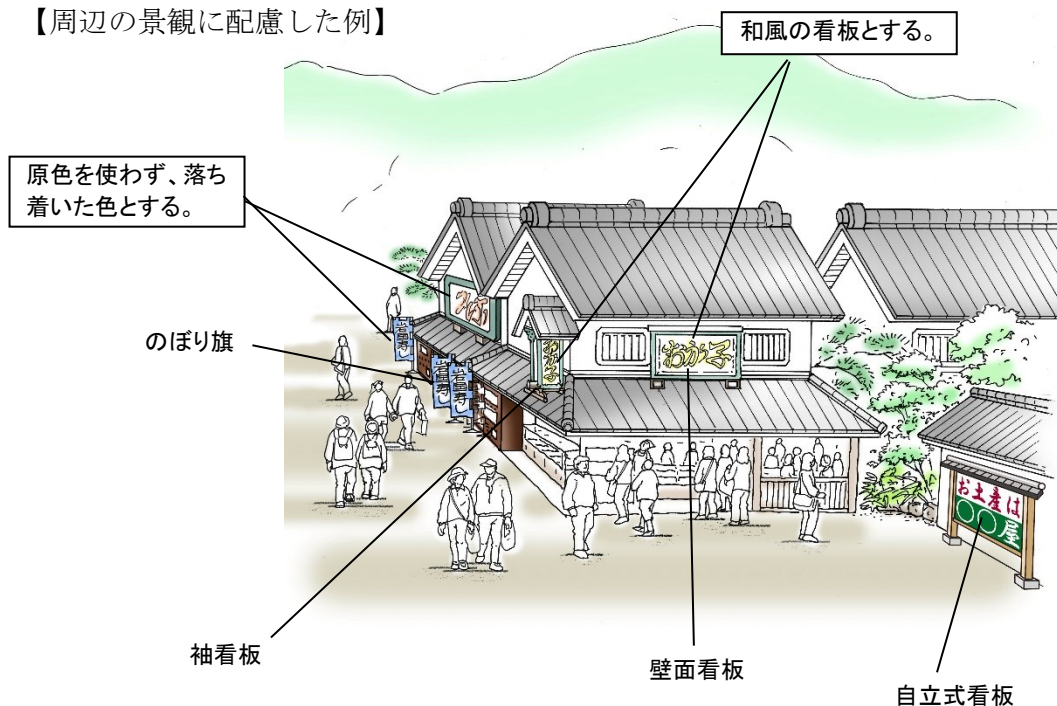
- ・横山地区は風致地区に指定され、山口県屋外広告物条例（昭和 41 年 10 月 3 日、山口県条例第 41 号）により、自家用広告物（自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示・掲出するもの）以外の屋外広告物は禁止されています。また、街路樹、電柱、道路上の柵への設置は禁止されています。

以下、自家用広告物に関する基準です。

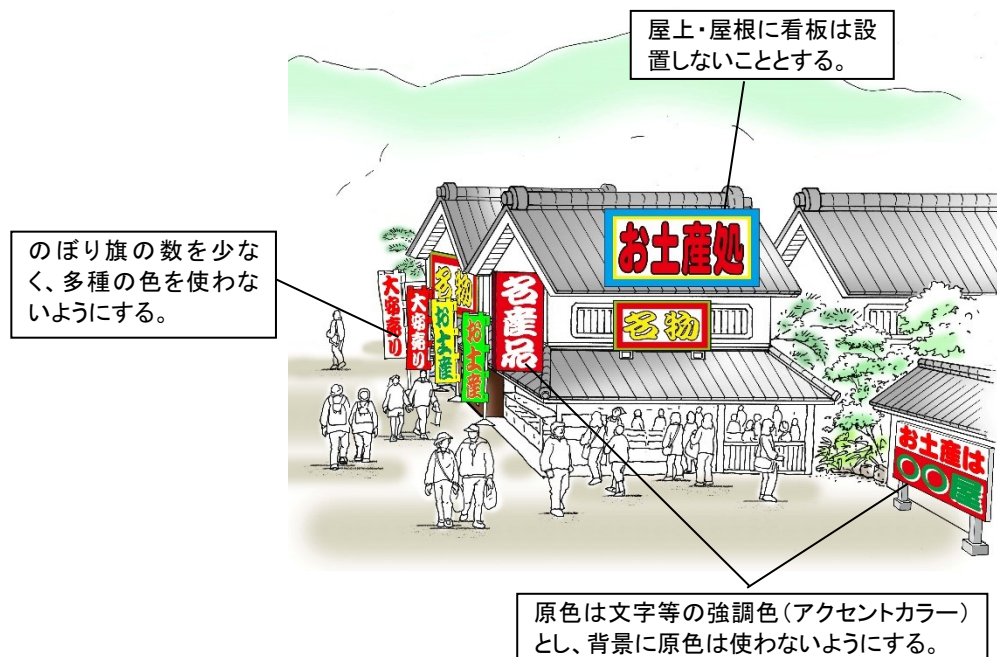
・適切な維持管理に努め、破損、汚れが目立つ場合は改修することとします。	
・自立式看板を設置する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、形態、意匠、色彩とします。	
・電飾看板、イルミネーション、ネオンサイン、点滅する照明等 は使用しないこととします。	

・壁面看板、袖看板を設置する場合には、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、小規模なものとします。	(下図参照)
・屋上及び屋根面には設置しないこととします。	
・のぼり旗や立看板等の掲示物については、周囲のまちなみや歴史的雰囲気と調和したものとしてします。	

【周辺の景観に配慮した例】



【周辺の景観に配慮していない例】



項目 10	舗装等	対象	建築物・工作物
景観形成基準	□周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとすること。		

解 説

【文化的景観の継承】

- ・横山地区は、多くの史跡名勝があり、神社仏閣には敷石と石段がアプローチに使われて岩国城下町の文化的景観を形成しています。また、横山地区の市道は敷石やカラー舗装が施され、一般のアスファルト舗装にはない和らいだ景観を形成しています。
- ・道路から住宅へのアプローチの舗装について、岩国城下町の文化的景観を継承していくため、基準を設けています。



洞泉寺



永興寺



市道（紅葉谷公園アプローチ）

【形態意匠】

- ・歴史散歩地区、うるおい住宅地区ともに、道路から玄関までのアプローチの舗装等は、横山地区の歴史的環境を踏まえ、石や植栽により和風の佇まいに配慮します。



自然素材を用いて和風の佇まいとした例

○推奨する舗装材

- ・白御影石等敷石、御影石の風合いを持つタイル張り（200mm 以上）
- ・コンクリート、砂利の洗い出し仕上げ
- ・色彩は石、土等自然素材の色とし、単色を推奨します。

項目 1 1	擁壁	対象	建築物・工作物
景観形成基準	□既存の石積みがある場合には、保全・活用することにより文化的景観の継承を図ること。 □擁壁は、石積み又は緑化擁壁を標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、和風の風合いに配慮したものとする。		

解 説

【石垣等による景観の保全・継承】

- ・岩国城、神社仏閣等には江戸時代からの石垣が残されています。また、住宅地にも、川と向き合う都市での暮らしの文化の表れとして、石垣や嵩上げ地盤等が残されており、これらは岩国城下町の文化的景観を形成しています。
- ・この文化的景観を継承するため、擁壁について基準を設けています。



岩国城天守閣石垣



岩国藩主吉川家墓所



地区内の石垣と土堀

【形態意匠】

- ・歴史散歩地区、うるおい住宅地区ともに、擁壁は、石積み又は緑化擁壁を標準とします。



横山地区で見られる石積み擁壁



緑化擁壁の例

- ・コンクリートやブロックによる場合は、和風の風合いの仕上がりとします。



擬岩模様コンクリートブロックの例

項目 1 2	鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等	対象	建築物・工作物
景観形成 基準	□鉄塔等は、周辺の景観に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、城山に設置する場合は、山並みの稜線を乱さないものとする。 □電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、茶系色とし、目立たないものとする。		

解 説

【道路占有物等における景観への配慮】

- ・城山は、錦帯橋の背景となる非常に重要な場所です。城山の美しい稜線を守るため、鉄塔類の設置について基準を設けています。
- ・また、岩国城下町の文化的景観を継承していくために、電柱、街路灯、カーブミラー等の道路占有物は色彩等に基準を設けています。

【形態意匠】

- ・横山地区では、鉄塔等は、周辺の景観に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、城山に設置する場合は、錦帯橋から見えるところには設置しないこととします。
- ・電柱、カーブミラー等は、茶系色とし、目立たないものとします。



カーブミラー柱、電柱の色を茶色として目立たせない例

○推奨色

茶系色
10YR 2/1



10YR2/1
[19-20B]

項目 1 3	開発行為	対象	開発行為
景観形成 基準	□開発後の状態が周辺の景観と不調和とならないこと。また、城下町由来の町割の継承を阻害しない形状とすること。 □造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化に努め周辺の景観と調和を図るとともに、周囲に石積み等が残る場合には既存の石積み等と調和した擁壁となるよう配慮すること。 □斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等により周辺の景観との調和を図ること。 □樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。 □住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 m²とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。		

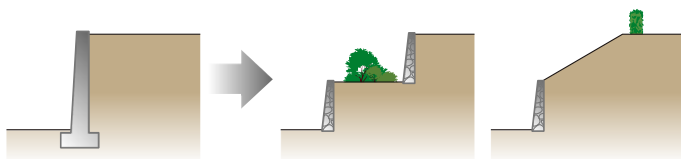
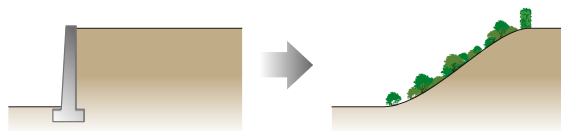
解 説

【城下町の町割等の継承】

- ・横山地区は、江戸時代の武家屋敷の町割りを基本としているため一宅地が広く、門構えと土塀が続く屋敷街となっています。こうした広い宅地利用が更新されながら、岩国城下町の文化的景観が継承されています。
- ・敷地を分割する際には、行為地内に新たな道路を設けることによる分割を避けることが文化的景観の特徴の継承につながります。
- ・また、川と向き合う城下町として、嵩上げ地盤等による暮らし方の工夫が景観を特徴づけていることをふまえ、既存の石垣等や塀を保全する開発行為となるよう計画時に配慮が必要です。

【造成における配慮】

- ・開発後の状態が、周辺の景観と調和するように計画設計します。
- ・開発地は、和風の佇まいを基本として建築物等の建設を行います。
- ・景観協定の導入を図り、横山地区の風格ある景観づくりを進めます。
- ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮し、植栽等による修景に努めます。
- ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、コンクリートによる垂直擁壁を避け、緩やかな勾配とします。
- ・法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図り、大きなのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁を分割し圧迫感を軽減させます。



項目 1 4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象	その他
景観形成基準	□行為後の状態が周辺の景観と不調和とならないこと。 □1.5m を超える法面を生じないように配慮し、法面は、緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 □行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

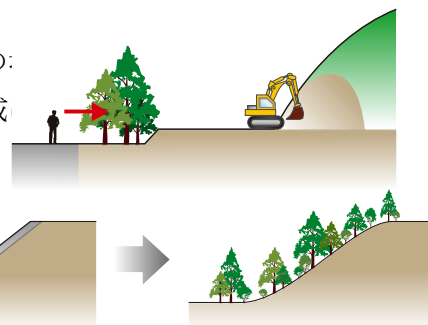
解 説

【城山の緑等からなる自然の保全】

- ・城山の緑豊かな自然を守り育てるため、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更をする場合の基準を設けています。

【行為時における配慮】

- ・行為地の周辺に植栽を行い、行為地を道路等の公共のから見えなようにし、土地の形質の変更後は、地域に生育する樹木の植栽によって景観の復元に努めます。
- ・高さ 1.5m を越える法面を生じないように計画
法面は緑化に努め、のり面に複数種の樹木本を組み合わせた植栽を設けるようにします。
- ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めることとします。



- ・横山地区の原植生（現存植生の群落と潜在自然植生の群落）となる樹木を以下に示します。

現存植生の群集 ※1	
コバノミツバツツジ	高木：アカマツ、コナラ、アベマキ、ソヨゴ、ネズミサシ等
アカマツ群集	低木：コバノミツバツツジ、ヒサカキ、ヤマウルシ、アセビ、ナツハゼ等
潜在自然植生の群集 ※2	
ホソバカナワラビースダジイ群集	高木：スダジイ、イスノキ、ホルトノキ、タイミンタチバナ、クロガネモチ、モッコク、ヒメユズリハ等 低木：ヤブツバキ、ヤブニッケイ、イズセンリョウ、カクレミノ等
ミミズバイー スダジイ群集	高木：スダジイ、ヤマモモ、コバンモチ、タブノキ、ヤブツバキ、サカキ等 低木：ミミズバイ、モッコク、クロキ等

出典：「日本植生誌 中国（宮脇昭編）」より

※1 植生の群集：人的な関わりの中で、その土地に生育し、直接見ることのできる植生

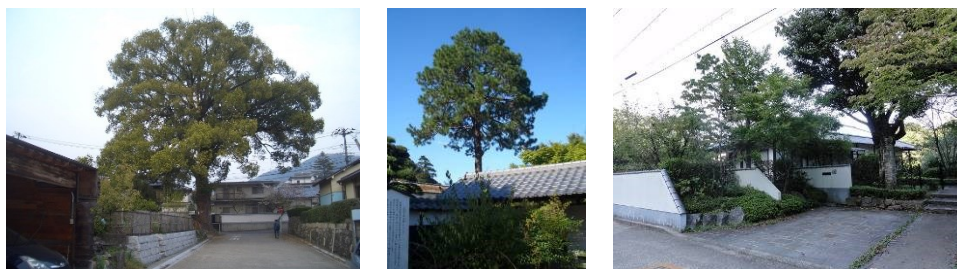
※2 潜在自然植生の群集：人的な関わりのない本来の自然植生

項目 15	木竹の植栽又は伐採	対象	その他
景観形成基準	□植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹により周辺の景観との調和を図ること。 □伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元を図ること。		

解 説

【既存樹種の保全と適切な管理】

- ・横山地区は、江戸時代の武家屋敷の地割りが残り、地区のシンボリックな樹木が多くあります。これら横山地区の文化的景観を継承することを目的に、樹木の植栽と伐採について、基準を設けています。



【樹種における配慮】

- ・植栽は、下表に示す地域に生育する樹木を植樹することとします。
- ・伐採後は、下表に示す地域に生育する樹木による緑化により景観の復元に努めることとします。
- ・地域で庭木として利用されている樹種は以下の通りです。

形 態	区 分		主 な 樹 種
独立木	針葉樹		クロマツ、アカマツ等
庭木 (高木)	広葉樹	常緑樹	クスノキ、シイ（スダジイ、ツブラジイ）、アラカシ、シラカシ等
		落葉樹	ケヤキ、エノキ、ムクノキ等
庭木 (中木)	針葉樹		カイヅカイブキ、イヌマキ、コウヤマキ、ゴヨウマツ等
	広葉樹	常緑樹	クロガネモチ、ウバメガシ、ヤブツバキ、ヤマモモ、キンモクセイ、マテバシイ、マサキ等
庭木 (低木)	針葉樹		イチイ、コノテガシワ等
	広葉樹	常緑樹	サザンカ、アオキ、カナメモチ、イヌツゲ、ネズミモチ等
		落葉樹	ツツジ（サツキ、ドウダンツツジ）等
生け垣	針葉樹		カイヅカイブキ、イヌマキ、コウヤマキ等
	広葉樹		キンモクセイ、マサキ、カナメモチ、サンゴジュ、マテバシイ等

自然植生は、前ページに、現存植生の群集、潜在自然植生の群集に樹種名を示しています。

項目 1 6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象	その他
景観形成基準	□堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 □道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。		

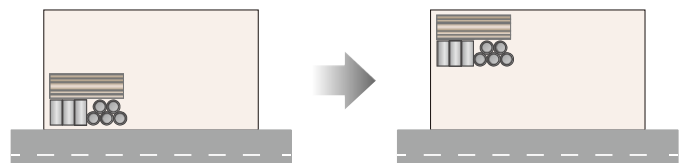
解 説

【既存樹種の保全と適切な管理】

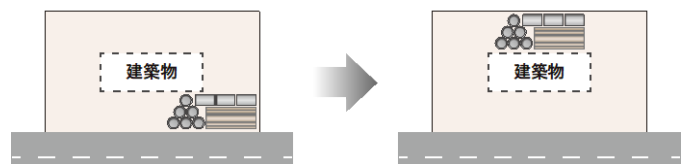
- ・横山地区は、江戸時代の武家屋敷の地割りを基本としているため一宅地が広く、屋敷街となっています。
- ・こうした広い宅地や農地を利用して資材等が堆積され、岩国城下町の文化的景観の特徴を阻害することのないように、堆積について基準を設けています。

【位置や遮蔽】

- ・堆積する位置を道路、公園等の公共の場からできるだけ離すようにします。



- ・建築物、工作物等により、見えにくい位置に堆積します。



- ・植栽や圧迫感のない塀、生け垣等で遮へいします。

